

2022年度

酪農畜産政策・畜産物価格等に関する

# 要 請 書

2022（令和3）年11月

北海道農民連盟

## 2022年度 酪農畜産基本政策・畜産物価格等に関する要請

北海道酪農・畜産は、気象・地理的な条件不利を克服しながら、専業経営を主体に豊富な飼料基盤を維持しつつ発展し、国民への安全で良質な牛乳・乳製品及び畜肉の安定供給という重要な使命を担っています。加えて、北海道農業の基幹部門として、乳業や食肉加工業など幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支えるとともに、農村社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしています。

近年の北海道酪農は、高齢化の進展や後継者不足などによる飼養戸数の減少が続く中、酪農家・乳業界など一体となった取組みによって、2020年度の生乳生産量は過去最高値を記録したものの、コロナ禍の影響でこれまで逼迫していた需給環境が大きく変化し、緩和へと転じています。このため、乳製品の在庫量は大きく積み上がることとなり、在庫削減に向け、道内では生産者拠出による独自対策を講じていますが、今後更に在庫が積み増すことが見込まれています。また、処理不可能乳発生回避のために生乳の抑制方針が打ち出されており、生産者は今後の営農に大きな不安を抱えています。

さらに、広大な北海道の酪農地帯においては、単なる生乳生産のためだけでなく、地域コミュニティを維持するため、地域の大宗を占める中小規模層の家族酪農をいかに次世代へ繋いでいくかが重要な課題であります。このため、新規就農者や後継者確保、現状維持志向の酪農家の視点も含めた、多様な経営体を支える生産基盤の早急な対策の強化と併せて、酪農・畜産に関連する人材を守り育てる対策が強く求められています。

一方、我が国の牛肉・豚肉、乳製品は、TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定などの発効によって大幅に市場開放され、協定では関税が段階的に削減されることが定められています。また、現時点では牛肉などの輸入量は前年を下回っていますが、今後コロナ終息後に外食などの需要が回復すると輸入量が再び増加に転じることが見込まれ、国内の生産量や価格に影響を及ぼすことが危惧されます。

については、新たな「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」にもと基づき、牛乳乳製品及び畜産物の安定生産、地域経済・社会に密着する家族酪農を中心とした多様な酪農・畜産農家を守り育てるため、生産現場の声に基づく酪農・畜産政策の推進と必要な予算確保に努められますよう、下記の通りご要請致します。

2021（令和3）年11月

北海道農民連盟  
委員長 大久保 明義

# I. 酪農・畜産の経営安定に向けた基本政策の確立

## 1. 万全な国内政策による酪農・畜産の持続的発展

T P P 11 や日米貿易協定、日 E U ・ E P A 協定などの国際貿易協定発効による農畜産物の関税撤廃・削減等で国内の需給悪化を招かないよう、輸入動向や在庫状況などを考慮しながら影響分析を行い、万全な国内政策によって、酪農・畜産の持続的な発展を図ること。

## 2. T P P 11 協定の米国分の早期除外と日米貿易協定の S G 発動基準数量の適正な設定

1) T P P 1 1 協定における牛肉セーフガード発動基準数量及び乳製品の低関税枠の米国枠を除外するため、早期に再協議を実施すること。

なお、再協議にあたっては基準数量の引き上げを前提に交渉が行われないう、毅然とした姿勢で交渉に臨むこと。

2) 日米貿易協定における牛肉のセーフガード発動基準数量の協議においては、国内酪農・畜産に影響が出ないように、適正な数量を設定すること。

## 3. 乳製品の消費等拡大対策等の強化と全国的な需給調整方法の整備など

1) コロナ禍による生乳の需給緩和の状況を踏まえ、官民一体となった国産乳製品の需要・消費拡大対策を一層強化し需給改善を図ること。

また、乳製品の在庫量が積み上がっている現状を踏まえ、乳業に対する乳製品保管などの支援策を講ずること。

2) 国内の中長期的な需給安定に向け、需給調整の負担が一部の指定事業者と生産者だけに偏っている現行の需給調整方法から、国が積極的に関与し全国規模で需給調整が可能となる体制を整備すること。

3) 2022年度の国家貿易による脱脂粉乳及びバターの入札数量については、北海道の生産者が自ら取組んでいる置き換え対策に影響を及ぼさないよう、国内の需給動向を十分に踏まえ慎重に設定すること。

## 4. 安心して生乳生産が継続できる新たな制度の構築

コロナ禍により乳製品在庫が積み上がっていることに加え、生乳の抑制方針が打ち出されるなど酪農経営の厳しさが増す中、在庫解消に向け自らの拠出により取組んでいる生産者らは今後の営農に大きな不安を抱いていることから、将来にわたり安心して生乳生産が行えるよう、直接支払いなどを含めた経営所得安定対策等の新たな制度を構築すること。

## 5. 獣医療を提供する体制の整備

酪肉近で掲げる生乳生産量などの目標達成に向け、産業動物の診療を必要とする地域に確実に迅速に獣医療が提供されるよう、獣医療を提供する体制の整備を図ること。特に、家畜診療所の経営安定や獣医師確保のための支援策を充実・強化するとともに、獣医師の実務をサポートする体制を構築すること。

## 6. 酪農経営の安定に向けた対策の強化

7月から8月上旬にかけて記録的な高温・少雨の気候により、道内の一部地域では牧草やデントコーンなどの収量が減少し、今後の生乳生産量の減少、乳質低下など経営への影響が危惧されることから、酪農経営の安定に向け、代替飼料の価格差補填等の対策を講ずること。

## 7. 配合飼料対策の予算確保と適切な対応

配合飼料価格安定制度において、配合飼料価格が高騰している現状を踏まえ、補てん金の財源が不足することがないように、必要な予算を確保すること。

また、価格が高止まりした際にも補てん金が交付されるよう、算定期間の見直しなど適切に対応し、酪農・畜産の経営安定に資すること。

## 8. 家畜防疫対策の拡充強化

- 1) 近隣諸国で発生している口蹄疫とアフリカ豚熱等の徹底した水際対策をはじめ、家畜伝染性疾病対策を継続すること。
- 2) 改正された飼養衛生管理基準に沿って生産現場で家畜衛生対策に取り組めるよう、支援を継続すること。また、地域で発生が続いているヨーネ病やサルモネラ症、牛ウイルス性下痢（BVD）などが発症すると自主淘汰などをせざるを得ない場合もあることから、発症農家に対する経営支援対策を講ずること。

# II. 多様な経営体の生産意欲を高める2022年度畜産物価格等の決定

## 1. 生産意欲を高める加工原料乳生産者補給金単価等の設定

2022年度加工原料乳生産者補給金については、家族経営など多様な経営体の生産意欲を高め、生乳の再生産と所得の確保が図られるよう、適切な単価水準を設定し、万全な予算を確保すること。

また、交付対象数量については、需給緩和の状況を踏まえ、補給金交付対象外の生乳が発生しないよう、適切に設定すること。

## 2. 輸送コスト上昇を踏まえた集送乳調整金の単価設定

集送乳調整金については、コロナ禍による燃油価格の上昇やドライバー不足による人件費の高騰などの輸送コスト上昇等を踏まえ、適正な単価水準で設定すること。

## 3. 加工原料乳生産者経営安定対策事業の拡充強化

加工原料乳生産者経営安定対策事業については、コロナ禍による需給緩和の状況を踏まえ、補てん割合の引き上げや補てん金の概算払い（年度内支払い）、補てん基準価格の下限設定などの拡充を図り、酪農経営に影響を及ぼすことがないよう十分な予算を確保すること。

## 4. 肉用子牛生産者補給金の適正な単価設定

肉用子牛生産者補給金については、コロナ禍やTPP11、日米貿易協定などの国際貿易協定の発効後の影響を十分に検証し、適正な単価設定を行うこと。

## 5. 牛・豚マルキンの機動的な対応

肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策（豚マルキン）については、コロナ禍による価格動向などを注視し、状況に応じて生産者負担分の納付を猶予するなど機動的な対応を図り、経営セーフティネットとしての機能を果たすこと。

# Ⅲ. 生産現場のニーズに即した各種関連施策の推進

## 1. 国産チーズ生産奨励事業の十分な予算確保と事業の継続

TPP11や日EU・EPA協定などの国際貿易協定発効やコロナ禍による需給状況を鑑み、国産チーズの需要拡大等に向け、国産チーズ生産奨励事業などの事業の予算を十分確保すること。

## 2. 地域事情と要望を踏まえた畜産クラスター事業の改善・充実

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）については、家族経営など多様な経営体の生産基盤強化に向け、地域事情と要望を踏まえ、計画的に事業が推進（安定的な投資計画）されるよう、十分な予算を確保すること。

また、事業の運用にあたっては需給緩和による生産抑制方針が打ち出されている現状を踏まえ、事業採択時の成果目標の緩和など弾力的に運用すること。

### **3. 生産現場の声を踏まえたエコ畜事業の充実強化**

環境負荷軽減型持続的生産支援（エコ畜事業）については、温室効果ガス削減などに資する酪農・畜産の取組みが推進されるよう、生産現場が活用しやすい事業メニューを設定すること。

### **4. 自給飼料対策の事業継続**

輸入飼料の依存からの脱却を図るとともに、良質な自給飼料の生産と確保に向け、草地の生産性向上や難防除雑草駆除など、自給飼料対策関連事業について十分な予算を確保し、事業を継続すること。

### **5. 酪農ヘルパー事業の拡充**

酪農経営安定化支援ヘルパー事業については、慢性的なヘルパー不足の状況を踏まえ、人材の確保・育成に向けた雇用環境の整備に係る取組みの支援を中長期的に行えるよう、十分な予算を確保すること。

また、公的な酪農ヘルパー資格制度を創設し、ヘルパーの技術と待遇の向上に向けた取組みを支援すること。

### **6. 畜産環境対策の十分な予算確保と支援の充実**

地域特性や多様な経営方針に応じた家畜排せつ物処理を推進するため、畜産環境対策における各種関連事業の予算を十分に確保し、施設整備や機械導入等を柔軟に支援すること。

また、各地で耕畜連携が実施されるよう、良質な堆肥の生産の取組みや広域流通に向けたコストなどへの支援策を講ずること。

### **7. 楽酪GO事業と畜産ICT事業の十分な予算確保**

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪GO事業）及び畜産経営体生産性向上対策事業（畜産ICT事業）については、生産現場の労働負担軽減に資するよう、生産現場で活用しやすい内容とし、十分な予算確保を図ること。

## **IV. コロナ禍における燃油等の価格高騰に対する緊急対策**

国内の酪農・畜産においては、コロナ禍による需給環境の変化でプール乳価の低下や初妊牛の個体価格の下落など収入が減少している一方、燃油や生産資材、牛舎等の価格は世界的な需要急増を背景に高騰しており、厳しい経営環境に晒されていることから、緊急対策として、生産者負担の軽減を図る対策を講ずること。